

「日本標準職業分類の位置付けと役割」について

1 「日本標準職業分類の位置付けと役割」の概要

- 第6回の改定に向けて整理した日本標準職業分類の位置づけと役割を明らかにするものである。
- 第6回の改定においては、この考え方を前提に見直しを行った（行う予定である）。

2 趣旨及び解説

（1）「日本標準職業分類は、～統計基準として設定するものである。」（第1段落）

職業分類の位置付けを統計法の趣旨を踏まえ記載したものである。

統計法では、第2条第9号において、「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための記述的な基準をいう。」とされており、それを踏襲した記載としている。

（2）「この職業分類を使用して～利用されるものと想定される。」（第2段落）

職業分類に対する統計ユーザー等のニーズについて、4種の統計を想定して整理することとする。具体的には次のとおり。

① 生産活動に投入される労働力に関する統計

財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係を把握するための調査が想定される。

例えば、産業連関表の付帯表である雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）では、産業連関表及び国勢統計を用いて生産活動部門別の有給役員及び雇用者数について職業別に示すことで、雇用者数を職業別に、かつ、生産活動と関連づけて読み取ることができる。

② 賃金、就労状況に関する統計

世帯の家計を支える就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等を把握するための調査が想定される。

例えば、賃金構造基本統計調査では、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態等別に把握している。

③ 教育や人材育成に関する統計

卒業後の進路状況など教育機関による人材供給機能を把握するための調査が想定される。

例えば、学校基本調査（卒業後の状況調査）では、大学などの高等教育機関の学科・専攻科等別に卒業後の就労状況を把握している。

④ 労働条件・労働環境に関する統計

安全衛生、福利厚生などの面から労働時間、労働契約の形態、労働災害の派生状況等と職業の関連性を把握するための調査が想定される。

例えば、労働安全衛生調査では、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握している。

(3) 「職業分類は、こうした職業別に～目的に整備した。」(第3段落)

職業分類の設定に当たって、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）を踏まえた目的を示している。

当該計画では、「総合的な品質の高い公的統計」を適時かつ確実に提供することを目指すとしており、職業分類の設定に当たっても、時代の変化や統計ユーザー等のニーズに対応した有用な統計に資する体系的な整備が求められおり、それを踏襲した記載としている。

(4) 「このため、個人が為す各種の～3段階の階層で構築した。」(第4段落)

職業分類の設定における考え方の概要を示している。

職業分類では、いわゆる仕事の内容を分析するために「課業」、「職務」の概念を採用している。それぞれ、国際標準職業分類における「tasks and duties」と「job」が対応するものである。

次に、職業分類の分類体系について、経済活動の主体が報酬を対価として、個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統計の作成と利用における有用性に留意し、3段階の階層で構築したことを説明している。

(5) 「なお、個人や世帯内部の需要のため～反する行為も含めない。」(第5段落)

第4段落で示した職業分類の対象に含まれない行為を示している。

まず1つ目は、「個人や世帯内部の需要のための行為」である。具体的には、家事や家庭菜園の作業、留守番等を行うことによりお小遣いを得た場合などが該当する。職業分類は、財又はサービスの生産と供給を行う産業のために個人が遂行するひとまとまりの課業（職務）を対象にすることから、本要件に合致しない個人や世帯内部の需要のための行為は、職業分類の対象に含まれない。

なお、この考え方は、日本標準産業分類の産業の定義において家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給を含まないこととしていることとも整合的

である。

2つ目は「労働の契約に基づくものとみなされない場合や、違法行為及び公序良俗に反する行為」である。具体的には、受刑者の行う刑務作業、強制労働や窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸などが該当する。労働契約は、産業と労働者による合意によって成立することから、両者の合意のない行為や民法第90条により無効となる違法行為及び公序良俗に反する行為は、職業分類の対象に含まれない。

(6)「また、職業分類は、上述のとおり～のとみなして適用される。」(第6段落)

職業分類の適用の考え方を示している。

職業分類は、1人の人を単位に個人が遂行する職務を通じて適用するが、経済活動の主体と労働者の合意等により報酬が発生しない職務においても職業分類を活用できることを明らかにしている。例えば、産業で必要とされる労働力を把握する公的統計では、報酬の有無に関わらず産業で必要とされる労働力を把握することが望ましく、また、世帯の家計を支える就業者の状況を把握する公的統計では適用対象としないことが望ましい。このような取扱いの違いを考慮し、職業分類では、報酬が発生しない職務においても活用できることを示すにとどめ、その取扱いを各公的統計の目的に応じ判断できるようにしている。

また、個人事業主等については、経済活動の主体である個人と自分自身の間で労働契約などが明確になっていない場合も考えられるが、この場合は自分自身に職務の遂行を要求するものとみなして職業分類を適用できることを明らかにしている。

「第2項後段 分類項目の設定原則」の見直しについて

1 「第2項後段 分類項目の設定原則」の概要

- 一般原則第2項後段は、分類項目の設定の考え方を定めている。
- 特に仕事の内容の類似性を列挙し、どのような基準に着目して区分し、体系的にまとめたのか明らかにしている。

2 改正の概要

今般の改定で、「日本標準職業分類の位置付けと役割」を設けたことを踏まえ、類似性の基準を見直した。

その他、用語の意義の改定などに併せた必要な措置を行った。

3 改正の内容及び理由

職業分類は課業の類似性によって、職業を体系的にまとめたものである。

この類似性の基準を「日本標準職業分類の位置付けと役割」で整理した統計ユーザー等のニーズを踏まえ、次のとおり定めた。

① 課業の遂行に必要とされる知識又は技能

分類項目を設定する際に、課業の内容に着目した基準である。

職業分類の分類項目は、事業所の産業分類から独立に設けられるものであり、同一の事業所で働いていても、課業の内容から異なる職業に区分される。この課業の内容から職業を判断する際の基準として本基準を設定している。

具体的には、次のような観点で分類項目を整備する。

- ・ 要求される行為の種類
- ・ 要求される行為の裁量性
- ・ 要求される知識、技能、経験など
- ・ 要求される資格や要件の種類
- ・ 使用する道具、機械器具、設備の種類

② 事業所又はその他の組織の中で果たす役割

分類項目を設定する際に、組織における役割に着目した基準である。

例えば、組織の経営方針の決定や組織の業務管理などの課業は、組織における役割や責任に応じたものであることから、これらを判断する基準として本基準を設定している。

具体的には、次のような観点で分類項目を整備する。

- ・ 組織における役割（ロール）、責任の種類
- ・ 同種の行為を行う他者との関係（教育・指導的立場かなど）

③ 生産される財・サービスの種類

分類項目を設定する際に、課業を通じて生産される財の種類や、サービスの種類に着目した基準である。

例えば、財を生産する場合では、自然界の生物に働きかけるのか、原材料を加工するのかという財の種類、また、サービスを提供する場合に特定少数か不特定多数に向けたものなのかというサービスの種類で課業の違いが発生することから、本基準を設定している。

主に大分類を設定する際に用いることを想定したものであり、中分類以降の設定で用いる場合には日本標準産業分類や生産物分類の内容に留意すること。

従来設定していた「使用する道具、機械器具又は設備の種類」及び「職務に必要とされる資格又は免許の種類」は、上述のとおり、「職務の遂行に必要とされる知識又は技能」に整理されることから本項の記載から削除する。

また、「職務に従事する場所及び環境」は、情報通信技術の発達に伴い従来に比べ、従事する場所が限定されない課業が増加しているなど、働く場所と職務の特徴の関連性が薄まったと考えられることから本項の記載から削除する。

なお、働く場所の違いにより、当該職務の遂行に必要とされる知識又は技能に違いがあるものを異なる職業に設定することを妨げるものではない。

本項で示した類似性の基準は、職業分類の体系全般を通じて分類項目を設定する原則であり、統計調査の実務の面などから、部分的に細分化を図ろうとする場合においては、「職務に従事する場所及び環境」など異なる基準も用いることを排除しない。